

日本木材青壮年団体連合会

「木づかいCO₂固定量認証」申請書

平成26年3月3日

日本木材青壮年団体連合会
会長 吉田 良弘 殿

申込日記入

記入不要

申請者
 住所 茨城県水戸市渋井町50
 会社名 (株)茨城木材相互市場
 代表者名 益子 壮一 担当者名 中村周平
 電話番号 029-221-3116
 メールアドレス nakamura@ibamoku.co.jp

日本木材青壮年団体連合会「木づかいCO₂固定量認証制度」の実施要綱第4条の規定により、以下の通り認証対象における使用木材の二酸化炭素吸収量及び炭素固定量の認証を申請します。

事業(認証対象)の名称	邸新築工事	
事業(認証対象)の所在地	茨城県・市・111番10、123番9の一部	
事業(認証対象)の施主名		
施主の連絡先	TEL 000-0000-0000	
事業(認証対象)の施工期間	着工日: 平成25年8月31日 竣工(予定日): 平成25年12月25日	
事業(認証対象)の内容	木造2階/建築面積 77.28 m ² /1階床面積 64.59 m ² 2階床面積 63.76 m ² /延床面積 128.35 m ² ロフト床面積 6.62 m ²	記入してください
日本木青連ホームページへの情報記載	希望する	希望しない
木材供給業者の種類と名称 いずれかをチェックして下さい	日本木青連会員企業 日本木青連会員企業名称 【 茨城木材相互市場(茨城県支部会員)】	/非会員企業
認証申請の種類 いずれかをチェックして下さい	認証書のみ 認証書と木製認証プレート	
認証書に記載する方の氏名 いずれかをチェックして下さい	申請者氏名 当該事業の施主名 申請者氏名と当該事業の施主名の併記	記入・チェック不要
必要添付図書	(1) 使用木材量届出書 (2) 使用木材量調書 (3) 合法木材証明書一式の写し (4)	
受付欄 受理番号:		

備考 印の欄には、記入しないこと。

CO₂固定量認証申請の振込は茨城木材が行います。【認証に係る費用について】
日本木材青壮年団体連合会「木づかいCO₂固定量

認証申請の振込は茨城木材が行います。

認証書が届いた日付)から10日以内に下記にあります口座に認証費用を振込下さい。尚、その認証の可否に関わらず、認証費用は返却致しませんので、ご了承下さい。

日本木青連口座: 三菱東京UFJ銀行 深川支店 普通預金 No.0922123 口座名義「ニホンモクセイレン」

【個人情報利用目的】

日本木材青壮年団体連合会 及び 木づかいCO₂固定量認証委員会は、この申請によって得た個人情報(特に個人の住所や連絡先)を、本制度における事項のみに利用し、個人情報保護の立場のもと公表は致しません。

様式第3号(第4条関係)

平成26年3月3日

日本木材青壮年団体連合会
会長 吉田 良弘 殿

申込日記入

記入不要

申請者
住所 茨城県水戸市渋井町50
会社名 (株)茨城木材相互市場
代表者名 益子 壮一 担当者名 中村周平
電話番号 029-221-3116
メールアドレス nakamura@ibamoku.co.jp

使用木材量届出書

下記の通り、開発事業を完了し、日本木材青壮年団体連合会「木づかいCO₂固定量認証制度」(実施要綱第4条の規定に基づき)申請に係る使用木材量について、別紙 使用木材量調書と併せて届け出ます。

事業(認証対象)の名称	邸新築工事
事業(認証対象)の所在地	茨城県・市・・・111番10、123番9の一部
事業(認証対象)の施工期間	着工日:平成25年8月31日 竣工(予定日):平成25年12月25日
使用木材量の合計(m ³)	15.4377 m ³
事業(認証対象)の内容	木造2階/建築面積 77.28 m ² /1階床面積 64.59 m ² / 2階床面積 63.76 m ² /延床面積 128.35 m ² ロフト床面積 6.62 m ² 施工者(建築会社) 工務店
申請者連絡先	〒310-0826 茨城県水戸市渋井町50 (株)茨城木材相互市場 代表取締役社長 益子 壮一 担当者 中村周平 (電話番号 029-221-3116) (メールアドレス nakamura@ibamoku.co.jp)
受付欄	

備考 1 印の欄には、記入しないこと。

2 使用木材量調書、木材納品書の写し、合法木材や森林認証材の証明書の写し 等を添付すること。

日本木材青壮年団体連合会
会長 吉田 良弘 殿

申込日記入

記入不要

作成者 中村 周平
住所 茨城県水戸市渋井町50
会社名 (株)茨城木材相互市場
代表者名 益子 壮一
電話番号 029-221-3116
FAX 029-353-8882

木材使用量調書

下記の通り、日本木材青壮年団体連合会「木づかいCO₂固定量認証制度」(実施要綱第4条の規定に基づき)開発事業における1の建築物に係る使用木材量については、下記2の通りです。

1 事業(認証対象)の名称

邸新築工事

記入してください

事業(認証対象)の所在地

茨城県・市・111番10、123番9の一部

2 使用木材量の明細

国産材 もしく は外国産材	使用 部位	樹種	長さ (m)	断面寸法(m ²)		使用木材量	
				短辺	×長辺	本数・枚数	材積(m ³)
国産材	土台	桧	4.0	0.12	0.12	21	1.2096
国産材	梁・柱	杉	4.0	0.12	0.12	21	1.2096
外国産材	梁	合法木材証明書 ください。行が足りない場合は、使用量明細に記入してください。	4.0	0.12	0.36	1	0.2160
外国産材	梁	合法木材証明書 ください。行が足りない場合は、使用量明細に記入してください。	4.0	0.12	0.36	2	0.3456
外国産材	梁・桁	米松	5.0	0.12	0.33	1	0.1980
外国産材	梁・桁	米松	4.0	0.12	0.33	1	0.1584
外国産材	梁・桁	米松	4.0	0.12	0.3	2	0.2880
外国産材	梁・桁	米松	3.0	0.12	0.3	1	0.1080
外国産材	梁・桁	米松	3.0	0.12	0.27	2	0.1944
外国産材	梁・桁	米松	5.0	0.12	0.24	1	0.1440
外国産材	梁・桁	米松	4.0	0.12	0.18	8	0.6912
外国産材	梁・桁	米松	3.0	0.12	0.18	1	0.0648
外国産材	梁・桁	米松	4.0	0.12	0.15	9	0.6480
外国産材	梁・桁	米松	3.0	0.12	0.15	5	0.2700
国産材	梁・桁	杉	4.0	0.12	0.12	22	1.2672
外国産材	梁・桁	米松	5.0	0.12	0.27	1	0.1620
外国産材	梁・桁	米松	4.0	0.12	0.27	3	0.3888
外国産材	梁・桁	米松	4.0	0.12	0.24	2	0.2304
外国産材	梁・桁	米松	3.0	0.12	0.24	3	0.2592
外国産材	梁・桁	米松	4.0	0.12	0.18	1	0.0864
外国産材	梁・桁	米松	4.0	0.12	0.15	4	0.2880
国産材	通し柱	杉	6.0	0.12	0.12	4	0.3456
国産材	柱	杉	3.0	0.12	0.12	105	4.5360
小計							13.3092

- 備考 1 国産材・外国産材別に、また樹種ごとや無垢材・集成材・合板等ごとに小計を取ること。
 2 丸太に関しては、末口寸法にて材積を算出すること。
 3 欄が不足する場合は別紙とすることも可。

2 使用木材量の明細

材積合計を使用木材量届出書の使用木材量の合計(m^3)欄に記入してください。

備考 1 国産材・外国産材別に、また樹種ごとや無垢材・集成材・合板ごとに小計を取ること。
2 欄が不足する場合は別紙とすることも可。